

証券コード 4395
2022年3月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町三丁目28番5号
株 式 会 社 ア ク リ ー ト
代表取締役社長 田 中 優 成

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁式方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年3月23日（水曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階 [ROOM D・E]

前年に続きまして本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第8期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.accrete-inc.com/company/ir/>）より、発信情報をご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.accrete-inc.com/company/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

1. 事業報告の「新株予約権等の状況」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
3. 連結計算書類の「連結注記表」
4. 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.accrete-inc.com/company/ir/>）に掲載させていただきます。

◎株主懇親会並びにお土産の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年3月24日(木曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

**場所** 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲2階 [ROOM D・E]  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面（郵送）により議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年3月23日(水曜日) 午後6時到着分まで

## インターネットにより議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年3月23日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

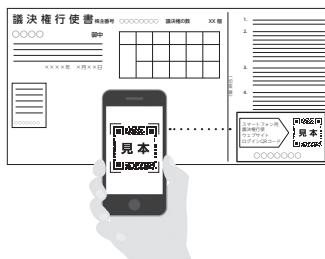
- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

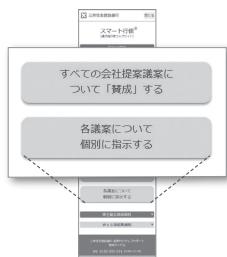
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

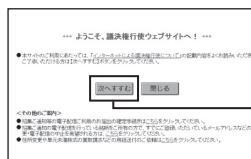
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

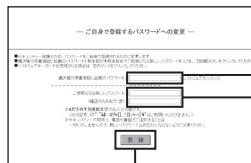
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。ワクチン接種の普及や各種政策の効果により回復の期待が高まってきたものの、感染力の強い変異株による感染再拡大もあり、依然として景気の先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループは「デジタル社会に、リアルな絆を。」というビジョンを掲げ、「コミュニケーションするすべての人に、セキュアで最適なプラットフォームを提供する」というミッションのもと、SMS 配信サービス事業においては、国内の携帯電話事業者4社との直接回線接続、大量配信に耐えうるSMS 配信システムなどから海外SMS アグリゲーター、IT企業、コールセンター、人材サービス会社等からの支持を受け、業界内でのポジションを確立し、さらなる事業拡大を目指しております。

さらに、2021年10月には、国際網を主としたSMS 配信サービスを展開する株式会社Xoxzoを子会社化し、一定の規模を有する国際網SMS 配信市場において、さらなる顧客拡大や新たな顧客層へのリーチを実現し、SMS 配信市場全体における当社のシェアを高めてまいります。

また、メール配信サービス事業については、2021年9月に「学校安心メール」や「自治体安心メール」を展開する株式会社テクノミックスを子会社化し、グループとして新たにメール配信サービスを有することで、当社の既存顧客に対し、より多角的なコミュニケーション・チャネルを提供することが可能となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,833,569千円、営業利益は465,869千円、経常利益は461,361千円、親会社株主に帰属する当期純利益は300,177千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

サービス別の状況は以下のとおりであります。

a. SMS 配信サービス

SMS 配信サービス業界においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、ニューノーマルと呼ばれる、社会・経済活動が大きく変容するなかで、SMS 配信サービスの認知度が向上し、SNS やスマートフォンアプリの利用時などの本人認証通知、公共料金・税金などの督促の通知、飲食業界のノー・ショウ（飲食店における無断キャンセル）対策としての予約確認など企業と個人の間でのコミュニケーション手段として高い到達率と開封率というSMS の有用性を再認識する企業の増加に伴い、SMS 配信市場は急速な広がりをみせており、2025年の国内直収市場規模は配信数86億2,000万通と予想され（「ミック | Tレポート 2021年9月号」（デロイトトーマツミック経済研究所））、2021年度から2025年度までの年平均成長率は41.5%増で、引き続き安定高成長を続けると予想されております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、緊急事態宣言等により臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされた飲食店や娯楽施設など業績が大きく冷え込んだ業界の影響はあったものの、国内市場全体においては、SMS 配信市場の拡大を受け配信数についても順調に推移しました。また、海外SMS アグリゲーター経由については、当社が提供する「国内正規配信ルート」の到達率や開封率の高さが見直された結果、海外売上についても順調に推移しました。

b. メール配信サービス

学校・PTA・保護者間の連絡をスムーズに行うための手段として「学校安心メール」、住民と自治体間の防犯・防災危機管理緊急連絡システム「自治体安心メール」等を展開しており、安心メールシステムは、県警察本部、自治体、教育委員会、小学校・中学校・高等学校、幼稚園・保育園など全国4,400を超える公的な団体や施設で採用されており、引き続き、取引施設数も順調に推移しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は19,775千円であります。その主なものは、本社オフィス内装工事1,602千円、SMS 配信サービスに関わる自社開発ソフトウェアの改修・機能追加17,994千円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、子会社株式の取得資金として、金融機関より長期借入金として370,800千円の調達を実施しました。また、新株予約権の行使による新株式発行により117,682千円の資金を調達しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年9月21日に株式会社テクノミックスの発行済株式のすべてを取得し、完全子会社といたしました。

当社は、2021年10月1日付で、100%出資子会社、合同会社アクリートキャピタルを設立いたしました。

当社は、2021年10月7日に株式会社X o x z oの発行済株式の67%を取得し、子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 5 期<br>(2018年12月期) | 第 6 期<br>(2019年12月期) | 第 7 期<br>(2020年12月期) | 第 8 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | —                    | —                    | —                    | 2,833,569                         |
| 経 常 利 益(千円)             | —                    | —                    | —                    | 461,361                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | —                    | —                    | —                    | 300,177                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | —                    | —                    | —                    | 52.95                             |
| 総 資 産(千円)               | —                    | —                    | —                    | 2,511,820                         |
| 純 資 産(千円)               | —                    | —                    | —                    | 1,642,554                         |
| 1株当たり純資産 (円)            | —                    | —                    | —                    | 275.57                            |

(注) 1. 当社では、第8期より連結計算書類を作成しておりますので、第7期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 5 期<br>(2018年12月期) | 第 6 期<br>(2019年12月期) | 第 7 期<br>(2020年12月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 1,291,025            | 1,413,950            | 1,731,803            | 2,764,817                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 222,868              | 249,046              | 345,077              | 493,886                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 152,447              | 170,779              | 241,080              | 342,530                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 30.22                | 31.10                | 43.36                | 60.42                           |
| 総 資 産(千円)      | 1,033,757            | 1,244,161            | 1,603,761            | 2,506,838                       |
| 純 資 産(千円)      | 825,681              | 1,026,927            | 1,266,452            | 1,681,429                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 151.63               | 185.15               | 223.76               | 282.79                          |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容     |
|----------------|----------|--------------|-------------|
| 株式会社テクノミックス    | 17,500千円 | 100%         | コンテンツプロバイダー |
| 合同会社アクリートキャピタル | 9,000    | 100          | 株式の保有       |
| 株式会社Xoxzo      | 3,000    | 67           | SMS 配信サービス  |

- (注) 1. 2021年9月21日に株式会社テクノミックスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2021年10月1日に合同会社アクリートキャピタルを設立いたしました。
3. 2021年10月7日に株式会社Xoxzoの発行済株式の67%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の事項について今後の事業展開における重要な課題として認識し、取り組んでおります。

##### ① SMS 配信の用途開発及び新サービスの推進

SMS 配信サービスは、さまざまな業種での多様な用途が想定され、グローバル市場では国内市場と比べてより多くの用途でのSMS配信が普及しております。最近では国内においても、SNSやスマートフォンアプリの利用時などの本人認証通知、公共料金・税金など督促の通知、飲食業界のノー・ショウ（飲食店における無断キャンセル）対策としての予約確認など企業と個人の間でのコミュニケーション手段として、サービスの認知度も向上しており、当社では、各業界での利用用途を開拓し、事例を積み重ねることで、国内企業のさらなるSMS配信需要を喚起することを課題と考えております。

また、サービスのさらなる推進が重要であると認識しており、2021年9月に「学校安心メール」や「自治体安心メール」を展開する株式会社テクノミックスを子会社化し、グループとして新たにメール配信サービスを有することで、当社の既存顧客に対し、より多角的なコミュニケーション・チャンネルを提供することが可能となりました。さらに、2021年10月には、国際網を主としたSMS配信サービスを展開する株式会社Xoxzoを子会社化し、一定の規模を有する国際網SMS配信市場において、さらなる顧客拡大や新たな顧客層へのリーチを実現し、これに伴い、既存顧客に対してもサービスの選択肢を提供することが可能となりました。

##### ② 販社・代理店、海外SMSアグリゲーターとの連携強化

SMS配信サービスの活用により、顧客満足度を向上させることができる商圏を有する販社・代理店や、グローバルIT企業を中心とした有力な海外SMSのトランザクションを確保している海外SMSアグリゲーターとの連携を強化することにより、SMS配信サービスの営業体制を強化し、市場拡大とシェア獲得を図ることが重要な成長戦略であると認識しております。

##### ③ 新事業領域への進出

今後の事業のさらなる成長・発展のためには、SMS配信サービス以外の電話番号にとらわれない（電話番号を使わない）事業分野への進出が重要であると認識しております。「安心・安全・信頼」をテーマに、多要素認証や新たな認証基盤技術に基づく認証やセキュリティにつながる基盤づくりや、多様なデータソースと連動させながら、デジタルと行動データを駆使し、最適なタイミングで最適なコミュニケーションがとれる基盤づくりなど、セキュリティ、

コグニティブRPAや機械学習、AIに強い企業との積極的なテクノロジー・パートナーシップを築くことで、「セキュリティ×コミュニケーション」の軸で、新たな基盤づくりを目指してまいります。

#### ④ 海外市場への展開

当社グループでは、日本市場で蓄積したノウハウを活用して海外市場での展開を図り、また、逆に日本より発展したマーケットからノウハウを吸収することで、当社グループの事業の一層の発展に貢献するものと考えております。

主に東南アジアを対象とした海外進出の機会を検討しており、ベトナムのSMS配信サービス会社Viet G u y s J.S.C.を子会社化する予定となっており、今後も引き続き、投資機会を検討してまいります。

#### ⑤ 人員体制の強化

セールス部門については、新規顧客獲得や新サービスの開発・推進などセールスマーケティング体制の強化や、既存顧客や新規顧客予備軍に対するサポート体制の構築・強化、システム部門では、新サービスの開発や新事業領域への進出のための技術開発力の強化、事業開発部門では、事業拡大のためのM&Aや事業提携、新事業領域へ進出するための研究開発、経営管理部門では、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制とコーポレート・ガバナンスの強化など、各部門での課題を解決・対応するための人材の確保や育成が必要だと認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業区分              | 事業内容                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メッセージング<br>サービス事業 | (SMS配信サービス)<br>事業所向けに、本人確認、通知・督促、業務連絡などの用途で携帯電話のSMS(ショートメッセージサービス)を配信するサービス「SMSコネクト」を展開。<br>(メール配信サービス)<br>学校や自治体向けに、学校・PTA・保護者間、住民と自治体間の連絡をメールでスムーズに行うためのシステム「学校安心メール」や「自治体安心メール」を提供するサービスを展開。 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

② 子会社

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 株式会社テクノミックス    | 本社 (熊本県上益城郡益城町) |
| 合同会社アクリートキャピタル | 本社 (東京都千代田区)    |
| 株式会社X o x z o  | 本社 (東京都千代田区)    |

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|---------|-------------|
| メッセージングサービス事業 | 40 ( 5) | —           |
| 合計            | 40 ( 5) | —           |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 34 (5) 名 | 15名増 (3名増) | 39.4歳 | 2.0年   |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末と比べて15名増加しましたのは、体制強化に伴う全部門にわたる積極的な採用活動によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 346,080千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 5,867,400株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は292,200株増加しております。

(3) 株主数 4,073名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| B A N A 1 号 有 限 責 任 事 業 組 合 | 1,658,000株 | 28.25%  |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社         | 269,000株   | 4.58%   |
| NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3    | 225,000株   | 3.83%   |
| INTERACTIVE BROKERS LLC     | 209,000株   | 3.56%   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)         | 178,600株   | 3.04%   |
| 田 中 優 成                     | 110,000株   | 1.87%   |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社       | 100,000株   | 1.70%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社             | 91,100株    | 1.55%   |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社         | 80,200株    | 1.36%   |
| G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社   | 67,900株    | 1.15%   |

(注) 持株比率は自己株式 (99株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名        | 担当及び重要な兼職の状況                              |
|----------|------------|-------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 田 中 優 成    |                                           |
| 専務取締役    | 池 田 祐 太    | ビジネスプランニング部、ビジネスサポート部管掌                   |
| 取締役      | 上 川 佳 一    | サービスディベロップメント部長                           |
| 取締役      | 浦 田 泰 裕    | セールス&パートナーシップ部長                           |
| 取締役      | 日 置 健 二    | K&Momentum(株)代表取締役<br>ブレインズテクノロジー(株)社外取締役 |
| 取締役      | トビー・バートレット | (株)3C Partners 代表取締役                      |
| 常勤監査役    | 奥 井 武 史    | (株)如水パートナーズ代表取締役                          |
| 監査役      | 金 子 和 弘    | 恵比寿金子法律事務所 所長                             |
| 監査役      | 望 月 明 人    | (株)グローバルキャスト社外取締役<br>(株)エーエスピー取締役会長       |

- (注) 1. 取締役日置健二氏及びトビー・バートレット氏は、社外取締役であります。
2. 監査役金子和弘氏及び望月明人氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、日置健二氏、トビー・バートレット氏、金子和弘氏及び望月明人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役金子和弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|--------------------|-------------|----------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等     |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 87,064<br>(11,338)  | 79,800<br>(10,800) | －<br>(－)    | 7,264<br>(538) | 6<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 13,635<br>(6,660)   | 13,635<br>(6,660)  | －<br>(－)    | －<br>(－)       | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 100,699<br>(17,998) | 93,435<br>(17,460) | －<br>(－)    | 7,264<br>(538) | 9<br>(4)              |

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおりません。

- ・取締役4名 7,800千円 (うち社外取締役一名一円)
- 2. 上表の報酬等の額には、ストック・オプション報酬に係る費用計上額7,264千円 (取締役5名7,264千円 (うち社外取締役1名538千円) ) が含まれております。
- 3. 当社は経営の透明性を確保するため取締役会の諮問委員会として、取締役の選任・解任や報酬に関する事項を審議する「指名・報酬委員会」を設置しております。取締役の選任・解任や報酬に関する事項は、同委員会において審議のうえ、取締役会において決定しております。

## ②非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

## ③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会最終時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は、3名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役日置健二氏は、K & M o m e n t u m(株)の代表取締役及びブレインズテクノロジー(株)の社外取締役であります。当社と当該各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役トビー・バートレット氏は、(株)3 C P a r t n e r s の代表取締役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役金子和弘氏は、恵比寿金子法律事務所の所長であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役望月明人氏は、(株)グローバルキャストの社外取締役及び(株)エーエスピーの取締役会長であります。当社と当該各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                     |  | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                   |
|---------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>日置 健二      |  | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。企業経営に係る豊富な経験と高い見識から、取締役会では議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。                               |
| 社外取締役<br>トビー・バートレット |  | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。ファンドマネージャーとしての豊富な経験と当該経験を通じて培った企業分析及び投資分野における高い見識から、取締役会では議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外監査役<br>金子 和弘      |  | 当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての高い見識から、取締役会では必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                                                |
| 社外監査役<br>望月 明人      |  | 当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。豊富な企業経営に係る経験から、取締役会では必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、事業上のリスク等について適宜、必要な発言を行っております。                                                                     |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,090千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,090千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は過年度の監査実績、当社の事業規模等をもとに、監査計画、監査体制、監査時間等を勘案し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### 5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,958,813</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>594,796</b>   |
| 現金及び預金             | 1,521,161        | 買掛金                  | 337,701          |
| 売掛金                | 371,721          | 1年内返済予定の<br>長期借入金    | 74,160           |
| 未収消費税等             | 50,827           | 未払法人税等               | 99,447           |
| その他                | 15,102           | 未払金                  | 45,240           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>551,735</b>   | 未払費用                 | 10,344           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>36,666</b>    | 預り金                  | 11,457           |
| 建物                 | 27,518           | その他                  | 16,444           |
| 工具、器具及び備品          | 9,148            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>274,470</b>   |
| その他                | 0                | 長期借入金                | 271,920          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>471,070</b>   | その他                  | 2,550            |
| のれん                | 415,866          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>869,266</b>   |
| ソフトウェア             | 48,080           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| その他                | 7,122            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,616,834</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>45,270</b>    | 資本金                  | 338,105          |
| 投資有価証券             | 4,875            | 資本剰余金                | 331,941          |
| 差入保証金              | 17,106           | 利益剰余金                | 946,899          |
| 破産更生債権             | 1,478            | 自己株式                 | △110             |
| 繰延税金資産             | 9,306            | 新株予約権                | 22,242           |
| その他                | 13,983           | 非支配株主持分              | 3,477            |
| 貸倒引当金              | △1,478           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,642,554</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,511,820</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,511,820</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,833,569 |
| 売上原価            | 1,690,543 |
| 売上総利益           | 1,143,026 |
| 販売費及び一般管理費      | 677,156   |
| 営業利益            | 465,869   |
| 営業外収入           | 12        |
| 受取利息            | 163       |
| 賃貸料収入           | 27        |
| 還付金の他           | 6         |
| 営業外費用           | 210       |
| 支払利息            | 1,221     |
| 支替差             | 3,196     |
| その他             | 300       |
| 経常利益            | 4,718     |
| 特別損失            | 461,361   |
| 投資有価証券評価損       | 15,074    |
| 税金等調整前当期純利益     | 15,074    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 149,144   |
| 法人税等調整額         | △5,192    |
| 当期純利益           | 143,951   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 302,335   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,157     |
|                 | 300,177   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 275,506 | 269,342   | 702,772   | △110    | 1,247,509   |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 新株の発行                    | 62,599  | 62,599    |           |         | 125,198     |
| 剰余金の配当                   |         |           | △56,051   |         | △56,051     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 300,177   |         | 300,177     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | 62,599  | 62,599    | 244,126   | -       | 369,324     |
| 当連結会計年度末残高               | 338,105 | 331,941   | 946,899   | △110    | 1,616,834   |

|                          | 新株予約権  | 非支配株主分<br>持 | 純資産合計     |
|--------------------------|--------|-------------|-----------|
| 連結会計年度期首残高               | 18,942 | -           | 1,266,452 |
| 当連結会計年度変動額               |        |             |           |
| 新株の発行                    |        |             | 125,198   |
| 剰余金の配当                   |        |             | △56,051   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |        |             | 300,177   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 3,300  | 3,477       | 6,777     |
| 当連結会計年度変動額合計             | 3,300  | 3,477       | 376,102   |
| 当連結会計年度末残高               | 22,242 | 3,477       | 1,642,554 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,839,025</b> | <b>流動負債</b>       | <b>553,488</b>   |
| 現金及び預金          | 1,404,522        | 買掛金               | 328,703          |
| 売掛金             | 353,023          | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 74,160           |
| 前払費用            | 8,618            | 未払金               | 37,537           |
| 未収消費税等          | 56,934           | 未払費用              | 10,344           |
| その他             | 15,926           | 未払法人税等            | 94,167           |
| <b>固定資産</b>     | <b>667,812</b>   | 預り金               | 8,132            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>34,186</b>    | その他               | 442              |
| 建物              | 27,518           | <b>固定負債</b>       | <b>271,920</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 6,667            | 長期借入金             | 271,920          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>51,259</b>    | <b>負債合計</b>       | <b>825,408</b>   |
| ソフトウェア          | 45,139           | <b>(純資産の部)</b>    |                  |
| その他             | 6,120            | <b>株主資本</b>       | <b>1,659,187</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>582,366</b>   | 資本金               | 338,105          |
| 投資有価証券          | 4,875            | 資本剰余金             | 331,941          |
| 関係会社株式          | 543,932          | 資本準備金             | 308,105          |
| 差入保証金           | 16,417           | その他資本剰余金          | 23,836           |
| 破産更生債権等         | 162              | <b>利益剰余金</b>      | <b>989,251</b>   |
| 長期前払費用          | 5,983            | その他利益剰余金          | 989,251          |
| 繰延税金資産          | 11,157           | 繰越利益剰余金           | 989,251          |
| 貸倒引当金           | △162             | <b>自己株式</b>       | <b>△110</b>      |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,506,838</b> | <b>新株予約権</b>      | <b>22,242</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>1,681,429</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>    | <b>2,506,838</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,764,817 |
| 売 上 原 価                 | 1,666,438 |
| 売 上 総 利 益               | 1,098,379 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 600,219   |
| 営 業 利 益                 | 498,159   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 12        |
| 賃 貸 料 収 入               | 163       |
| 還 付 加 算 金               | 27        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 1,221     |
| 為 替 差 損                 | 3,255     |
| 経 常 利 益                 | 493,886   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 15,074    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 478,811   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 140,526   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,244    |
| 当 期 純 利 益               | 342,530   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |                               |              |         | 新 株<br>予 約 権 | 純資産<br>合 計 |                |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-------------------------------|--------------|---------|--------------|------------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金                     |              | 自 己 株 式 |              |            | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |              |            |                |
| 当 期 首 残 高               | 275,506 | 245,506   | 23,836       | 269,342      | 702,772                       | 702,772      | △110    | 1,247,509    | 18,942     | 1,266,452      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |                               |              |         |              |            |                |
| 剰余金の配当                  |         |           |              |              | △56,051                       | △56,051      |         | △56,051      |            | △56,051        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |              | 342,530                       | 342,530      |         | 342,530      |            | 342,530        |
| 新 株 の 発 行               | 62,599  | 62,599    |              | 62,599       |                               |              |         | 125,198      |            | 125,198        |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |              |                               |              |         |              |            |                |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |              |                               |              |         |              | 3,300      | 3,300          |
| 当期変動額合計                 | 62,599  | 62,599    | -            | 62,599       | 286,479                       | 286,479      | -       | 411,677      | 3,300      | 414,977        |
| 当 期 末 残 高               | 338,105 | 308,105   | 23,836       | 331,941      | 989,251                       | 989,251      | △110    | 1,659,187    | 22,242     | 1,681,429      |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社アクリート  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原 山 精 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 井 広 幸 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクリートの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクリート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社アクリート  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクリートの2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

|           |      |
|-----------|------|
| 株式会社アクリート | 監査役会 |
| 常勤監査役 奥井  | 武史 ㊟ |
| 社外監査役 金子  | 和弘 ㊟ |
| 社外監査役 望月  | 明人 ㊟ |

## 株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額は29,336,505円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

#### ①監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### ②株主総会参考書類の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総則                        | 第1章 総則                        |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)               |
| (機関)                          | (機関)                          |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                      | (1) 取締役会                      |
| <u>(2) 監査役</u>                | (削除)                          |
| <u>(3) 監査役会</u>               | <u>(2) 監査等委員会</u>             |
| <u>(4) 会計監査人</u>              | <u>(3) 会計監査人</u>              |

| 現行定款                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公告方法)<br/>第5条 (条文省略)</p>                                                                                                                    | <p>(公告方法)<br/>第5条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                               |
| <p>第2章 株式</p>                                                                                                                                   | <p>第2章 株式</p>                                                                                                                                                               |
| <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>                                                                                                                          | <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                     |
| <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                                                 | <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                                                                             |
| <p>第12条～第14条 (条文省略)</p>                                                                                                                         | <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                    |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>                                                                                                       |                                                                                                                                                                             |
| <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                     | <p><u>(電子提供措置等)</u></p>                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                     | <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="167 167 495 193">第16条～第18条 (条文省略)</p> <p data-bbox="299 240 613 266">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="182 326 250 352">(員数)</p> <p data-bbox="167 368 666 394">第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="421 444 489 470">(新設)</p> <p data-bbox="182 565 299 591">(選任方法)</p> <p data-bbox="167 607 681 633">第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="220 722 742 931"> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li> <li>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</li> </ol> </p> | <p data-bbox="768 167 1120 193">第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="899 240 1214 266">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="783 326 851 352">(員数)</p> <p data-bbox="768 368 1321 429">第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="817 444 1344 505"> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</li> </ol> </p> <p data-bbox="783 565 899 591">(選任方法)</p> <p data-bbox="768 607 1344 704">第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="817 722 1344 931"> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li> <li>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</li> </ol> </p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>        | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができない取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある</u>ときのほか、議決に加わることができない取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)<br/>           第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p> | <p>(取締役会の議事録)<br/>           第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p>      |
| <p>(取締役会規程)<br/>           第28条 (条文省略)</p>                                                                                              | <p>(取締役会規程)<br/>           第29条 (現行どおり)</p>                                                                                             |
| <p>(報酬等)<br/>           第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                   | <p>(報酬等)<br/>           第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(取締役の責任免除)<br/>           第30条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>(取締役の責任免除)<br/>           第31条 (現行どおり)</p>                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                                         | 変更案                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>                                                                                                                      | <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> |
| <p><u>(員数)</u></p>                                                                                                                                                           |                                                      |
| <p><u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>                                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>(選任方法)</u></p>                                                                                                                                                         |                                                      |
| <p><u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>                                                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                             | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>                                                                                  | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                                     | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>(任期)</u></p>                                                                                                                                                           |                                                      |
| <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                          |
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                          |

| 現行定款                                                                                                                      | 変更案  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                    | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                              | (削除) |
| <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                        | (削除) |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                   | (削除) |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                 | (削除) |
| <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                         | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                     | 変更案                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>                          |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p>                                                                |
| <p>(新設)</p>                                                                                                              | <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>       |
| <p>第6章 計算</p>                                                                                                            | <p>第6章 計算</p>                                                                           |
| <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>                                                                                                  | <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>                                                                |

| 現行定款        | 変更案                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則</p>   | <p>附則</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                               |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</u><br/> <u>第2条</u> 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p> | <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>                                                                                                                                                        |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                    | 田中優成<br>(1968年5月25日) | 1993年4月 (株)トーマン（現豊田通商(株)）入社<br>2007年5月 インディゴ(株)入社<br>2014年5月 当社取締役<br>2015年6月 当社取締役辞任<br>2017年8月 当社入社 セールス・マーケティング部門ゼネラルマネージャー<br>2018年3月 当社専務取締役 セールス・マーケティング部門ゼネラルマネージャー<br>2019年1月 当社代表取締役社長（現任） | 110,000株       |
| <b>【選定理由】</b><br>田中優成氏は業界に対する豊富な経験と見識に基づき、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。 |                      |                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者番号                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                               | 池田 祐太<br>(1966年1月5日)  | 1989年4月 (株)トーマン (現豊田通商(株)) 入社<br>2000年2月 アダムネット(株) (現三井情報(株)) 入社<br>2002年6月 (株)NTTドコモ 法人部門入社<br>2009年12月 Mobile Innovation Co., Ltd. に出向 代表取締役<br>2015年4月 (株)NTTドコモ 第二法人営業部グローバル支援担当部長<br>2018年6月 池田祐太行政書士事務所 開業 (現任)<br>2019年3月 当社取締役 セールス・マーケティング部門ゼネラルマネージャー<br>2020年3月 当社専務取締役 ビジネスプランニング部、ビジネスサポート部管掌 (現任) | 2,000株         |
| <p><b>【選定理由】</b><br/>池田祐太氏は事業開発に関する専門知識と企業経営の経験に基づき、当社専務取締役として当社の企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 3                                                                                                                                               | 上川 佳一<br>(1977年2月26日) | 1997年4月 (株)グローバルビジョン入社<br>1999年11月 インディゴ(株)入社<br>2015年2月 当社入社<br>2015年7月 当社取締役 サービスディベロップメント部長 (現任)                                                                                                                                                                                                             | 14,000株        |
| <p><b>【選定理由】</b><br/>上川佳一氏は業界に関する専門技術を有しており、当社の技術責任者として企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>           |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                    | 氏 名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                            | 浦 田 泰 裕<br><small>うら た やす ひろ</small><br>(1972年11月23日) | 1997年 4 月 (株)NTTドコモ入社<br>2019年 8 月 当社入社 セールス・マーケティング部<br>門ゼネラルマネージャー<br>2019年10月 当社執行役員 セールス&パートナーシ<br>ュップ部長<br>2020年 3 月 当社取締役 セールス&パートナーシ<br>ュップ部長 (現任) | 一株                |
| <b>【選定理由】</b><br>浦田泰裕氏は業界に関する専門知識を有しており、当社の営業責任者として企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                       |                                                                                                                                                           |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                              | 日置 健二<br>(1968年12月26日) | 1991年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社<br>2001年7月 日本キャップジェミニ(株) (現(株)クニエ) 入社<br>2003年8月 ハドソン債権回収(株)入社<br>2004年8月 SBIキャピタル(株)入社<br>2006年8月 KVH(株) (現Coltテクノロジーサービス(株)) 入社<br>2012年8月 同社最高執行責任者<br>2014年8月 Ipsoft Japan(株)代表取締役<br>2016年3月 マーケットプリズムジャパン(株)代表取締役<br>2016年5月 Coltテクノロジーサービス(株)代表取締役兼アジア代表<br>2019年3月 当社社外取締役 (現任)<br>2019年12月 K&Momentum(株)代表取締役 (現任)<br>2020年3月 Coltテクノロジーサービス(株)取締役副会長<br>2020年8月 ブレインズテクノロジー(株)社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>K&Momentum(株)代表取締役<br>ブレインズテクノロジー(株)社外取締役 | 25,000株        |
| <p><b>【選定理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>日置健二氏はグローバル企業における豊富な経営経験と高い見識を有していることから、引き続き当該知見を活かして企業経営やコーポレートガバナンスの観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>菅原 ぽーら<br>(1964年7月3日) | 1990年1月 (株)ICS入社<br>1991年6月 野村證券(株)入社<br>1993年6月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社<br>1997年9月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社<br>2002年4月 フィデリティ投信(株)入社<br>2004年5月 東京コーチングサービス 開業<br>2012年10月 Bridge Partnership<br>ジャパンディレクター<br>2016年3月 アデコ(株)リー・ヘクト・ハリソン事業部<br>長<br>2019年6月 東京コンサルティングサービスズ 開業<br>2022年1月 ランスタッド(株)入社 (現任) | 一株             |
| <b>【選定理由及び期待される役割の概要】</b><br>菅原ぽーら氏は金融や人材サービスにおける豊富な業界経験と高い見識を有していることから、当該知見を活かして企業経営やコーポレートガバナンスの観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 日置健二及び菅原ポーラ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 日置健二氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、日置健二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。日置健二氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、菅原ポーラ氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、日置健二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、菅原ポーラ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                  | 金子和弘<br>(1963年12月16日) | 1986年4月 第二電電(株) (現KDDI(株)) 入社<br>1998年4月 弁護士登録<br>金子和弘法律事務所 (現恵比寿金子法律事務所) 開所 代表弁護士就任 (現任)<br>2007年4月 (株)NRLファーマ取締役<br>2015年4月 当社社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>恵比寿金子法律事務所代表弁護士 | 一株             |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>金子和弘氏を社外取締役候補とした理由は、弁護士として法務全般の高度な専門知識を有していることから、当該知見を活かして企業法務、コーポレートガバナンスについて、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 |                       |                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                         | ※<br>八 剣 洋 一 郎<br>(1955年5月3日) | 1978年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社<br>1999年6月 AT&Tグローバルネットワークサービ<br>ス日本法人社長<br>2001年5月 AT&Tアジアパシフィックプレジデ<br>ント<br>2005年1月 (株)ウィルコム(現ソフトバンク(株))代表取<br>締役社長<br>2007年9月 S A P ジャパン(株)代表取締役社長<br>2010年2月 (株)ワークスアプリケーションズ最高顧問<br>2016年1月 イグレック(株)取締役理事 (現任)<br>2017年6月 アルフレッサホールディングス(株)社外取<br>締役 (現任)<br>2021年7月 (株)電算システム専務取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>イグレック(株)取締役理事<br>アルフレッサホールディングス(株)社外取締役<br>(株)電算システム専務取締役 | 一株             |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>八剣洋一郎氏を社外取締役候補とした理由は、長年にわたる複数の企業の経営経験と高い見識を有していること、また、内閣府の規制改革推進会議のデジタルガバメントワーキンググループで専門委員を務めるなど高い専門知識を有していることから、当該知見を活かして企業経営、コーポレートガバナンスについて、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生年月日)                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                              | ※<br>木 村 亜由美<br>(1981年9月20日)<br>(戸籍上の氏名：<br>新保 亜由美) | 2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>2011年11月 公認会計士登録<br>2015年7月 木村亜由美公認会計士事務所 代表（現<br>任）<br>2019年6月 (株)日本商業不動産保証(現(株)日商保)取締<br>役（現任）<br>2021年2月 テクネ監査法人設立 社員パートナー<br>（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>木村亜由美公認会計士事務所代表<br>(株)日商保取締役<br>テクネ監査法人社員パートナー | 一株                |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>木村亜由美氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士として財務・会計面で高度な専門知識を有していることから、当該知見を活かして企業会計、コーポレートガバナンスについて、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 金子和弘氏、八剣洋一郎氏及び木村亜由美氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 金子和弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
  5. 当社は金子和弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、金子和弘氏の再任が承認された場合は、金子和弘氏との当該契約を継続する予定であります。また、八剣洋一郎氏及び木村亜由美氏が監査等委員である取締役の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  7. 当社は金子和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、八剣洋一郎氏及び木村亜由美氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                        | (重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 丹藤 寛<br>(1948年6月10日)                                                                                                                | 1971年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社<br>2005年4月 NEWCOM LLC 最高経営責任者<br>2008年6月 (株)ヴァンパッション取締役<br>2011年6月 同社顧問 (現任)<br>2021年4月 (株)レポインターナショナル顧問 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ヴァンパッション顧問<br>(株)レポインターナショナル顧問 | 10,000株        |
| 選任理由及び期待される役割の概要<br>丹藤寛氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営経験と高い見識を有していることから、当該知見を活かして企業経営やコーポレートガバナンスの観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。 |                                                                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丹藤寛氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 丹藤寛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりです。丹藤寛氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において、年額100,000千円以内（第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されると、年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内、また、使用人兼取締役の使用人給与を除きます。））とする旨のご承認をいただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、取締役会が定める期間中の業績にかかる評価指標を取締役にてあらかじめ設定したうえで、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下、「交付」といいます。）し、これを保有させるものです。

ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、独立社外取締役を含む任意の指名・報酬委員会に諮問し、取締役会において決定いたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、対象取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は年間70,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の

日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、本議案の対象取締役は4名となります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む本割当契約を締結するものとします。

- (1) 一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること（以下、「譲渡制限」という）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 業績の達成度合い等一定の事由に応じて、当社が本割当株式を当然に無償で取得することなどをその内容に含むこと。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲2階 [ROOM D・E]  
電話番号 03-3548-3770

近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、  
ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。



交通 ▶ JR東京駅

八重洲北口より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結

(ご注意)

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。